

内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく 評価の考え方（改定案）について

令和7年4月28日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室

（趣旨）

第45回制度設計専門会合（令和2年2月開催）から第98回制度設計専門会合（令和6年6月開催）までの議論のうち、内外無差別な卸売に関する議論を整理しとりまとめた文書「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」については、第561回電力・ガス取引監視等委員会（令和7年3月開催）における審議を経て、令和7年3月17日に公表した。

今般、第8回制度設計・監視専門会合（令和7年4月25日開催）までの新たな内容を同文書に反映する改定を行いたい。本日の委員会では、同会合において了承された改定案（資料4-1）について御確認いただきたい。また、御了承が得られれば、同改定案を行政手続法に定める意見公募手続を経た上で、委員会が作成した資料として公表する方針としたい。

1. 経緯

これまで、制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において、旧一般電気事業者（以下「旧一電」という。）及び JERA（以下旧一電及び JERA を総称して「旧一電等」という。）による内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく各社の取組状況について、その評価方針や評価結果を継続的に審議してきた。

（参考）旧一電等によるコミットメントの内容

- ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外及びグループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと
- ② 小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと

令和7年3月17日には、関係者間で改めて本取組に係る認識を共有することを目的に、制度設計専門会合の第45回（令和2年2月10日開催）から第98回（令和6年6月25日開催）までの議論のうち、内外無差別な卸売に係る内容を整理しとりまとめた文書「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」（以下「初版」という。）を、第561回電力・ガス取引監視等委員会（令和7年3月11日開催）での審議を経て公表した。

初版の策定以降、第8回制度設計・監視専門会合（令和7年4月25日開催）までの専門会合において、内外無差別な卸売に係る内容として、子会社の対象外電源やエリア内限定供給等について、議論がなされた。

今般、これらの内容を初版に反映するため、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定版）」（資料4-1）を作成・公表することとしたい。

40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70

2. 改定版の概要

初版の策定以降、内外無差別な卸売に係る内容について、専門会合にて以下のとおり議論を行った。本文書（資料4-1）は、その内容を反映したものであり、第8回制度設計・監視専門会合（令和7年4月開催）において御審議、御了承いただいた。

（参考）初版策定以降、第8回制度設計・監視専門会合（令和7年4月25日開催）までの内外無差別に係る議論内容

- 第2回制度設計・監視専門会合/令和6年10月15日/資料5/九州エリアにおける内外無差別な卸売の再評価及び第8回フォローアップ（25年度以降に向けた卸売の取組状況報告）
- 第3回制度設計・監視専門会合/令和6年11月15日/資料3/内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源の考え方
- 第4回制度設計・監視専門会合/令和6年12月26日/資料6/内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源
- 第6回制度設計・監視専門会合/令和7年2月28日/資料4/内外無差別な卸売におけるエリア内限定供給について

3. 今後の対応

本文書は、初版策定時のとおり、既にこれまでの制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合で審議がなされた内容を整理しとりまとめたものであるが、旧一電等の取組に関する現時点の評価方針も整理している。また、本文書は、委員会が旧一電等に対し指導する際の指針であり、電気事業法第66条の10における「委員会の事務」を具体的に記載した文書である。

今後も、本方針が改正されない限り、本評価方針に基づいて、旧一電等に対して取組の改善を求めていくことから、行政手続法第39条第1項に定める意見公募手続（以下「法定パブコメ」という。）を実施した後、公表することとしたい。

本委員会における御了承をいただいた後、令和7年4月30日（水）から6月4日（水）までの間、法定パブコメを実施し、必要に応じて修正を行った上で、制度設計・監視専門会合、その後本委員会に文書を再度諮り、公表することとしたい。

以上

71 **参考：関係条文等**

72

73 ●行政手続法（平成5年法律第88号）

74 （意見公募手続）

75 第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命
76 令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあ
77 らかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間
78 （以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

79 2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、か
80 つ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたもの
81 でなければならない。

82 3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上
83 でなければならない。

84 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。（以下略）

85

86 ●電気事業法（昭和39年法律第170号）

87 （事務局）

88 第六十六条の十 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

89 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

90 3 事務局長は、委員長命を受けて、局務を掌理する。

91 4 事務局の内部組織は、政令で定める。